

東根市成年後見センター



東根市成年後見センターは、認知症、障がい等により判断能力が十分でない人の権利が尊重され、自分らしく安心して暮らすことができるように支援を行います。

事業内容

【相談対応】

何らかの理由で十分な判断能力がなく、お金の管理ができず困っている方の相談をお受けします。

【申立ての支援】

必要に応じて、家庭裁判所へ後見等開始の申立てをする場合の支援(必要書類・書類の書き方指導)を行います。

【周知活動】

成年後見制度に関する研修会を開催する等、制度の周知を図ります。

ご相談の例

- 成年後見制度を利用したいけれど、利用できるかどうかわからない。
- どんな手続きが必要なのか教えてほしい。
- 制度を利用するのにかかる費用や期間を教えてほしい。
- 判断能力や金銭管理に不安のある家族や親族、知人がいる。

ご相談・お問い合わせは

東根市成年後見センター

〔社会福祉法人 東根市社会福祉協議会内〕

【開設】 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分

【住所】 東根市中央一丁目3番5号
(東根市ふれあいセンター内)

【電話】 0237-41-2361

【ホームページ】 <https://www.higashine-shakyo.or.jp/>

